

平成26年10月 6日

会 員 各 位

公益社団法人徳島県栄養士会  
会長 高 橋 保 子

災害支援管理栄養士・栄養士名簿への登録について（依頼）

寒露の候、会員の皆様には益々ご健勝でご活躍のこととおよろこび申しあげます。

本会では、南海地震をはじめとする自然災害等の発生に備え、会員及び被災住民に対する栄養・食生活の面からの支援を効果的に実施するため、平成23年9月から災害対策に関する検討を開始し、平成23年12月には「災害時栄養・食生活支援事業実施要領」を別添のとおり制定し、災害対策に取り組んでいます。

そこで、本会は、災害対策の取組の一環として、別添「災害支援管理栄養士・栄養士登録要綱」を制定し、災害支援管理栄養士・栄養士名簿を整備することとしました。

会員の皆様におかれては、災害支援管理栄養士・栄養士登録要綱の目的をご理解いただき、できるだけ多くの方が災害支援管理栄養士・栄養士名簿に登録するようお願いいたします。

なお、災害支援管理栄養士・栄養士人材登録カードの提出は、次のとおりお願いいたします。

- 1 人材登録カード提出期限 特にありませんが、可能な限り速やかにお願いします。  
平成26年11月30日（日）開催予定の平成26年度災害対策研修会の会場でも受け付けします。
- 2 提出及び問合せ先 公益社団法人徳島県栄養士会  
〒770-0941 徳島市万代町 5-7-3  
TEL 088-626-0166（月曜日～金曜日：10：00～17：00）
- 3 人材登録カード 同封しております。  
必要なら公益社団法人徳島県栄養士会まで
- 4 登録に関する事項 別添「災害支援管理栄養士・栄養士登録要綱」をご覧ください。

## 公益社団法人徳島県栄養士会 災害支援管理栄養士・栄養士登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に徳島県及び日本栄養士会等からの支援依頼を受け、本会員が徳島県及び県外において災害支援管理栄養士・栄養士として活動するための要員を確保することを目的とする。

### (登録方法)

第2条 登録を希望する者は、別紙「災害支援管理栄養士・栄養士人材登録カード（以下、「人材登録カード」という。）」を会長に提出する。

2 会長は、前項の人材登録カードを受理したときは、災害支援管理栄養士・栄養士名簿に登録する。

### (人材登録カード)

第3条 人材登録カードの作成及び修正は災害対策検討委員会が行う。

### (登録要件)

第4条 登録要件は、徳島県栄養士会員及び日本栄養士会員である者とする。

### (登録期間)

第5条 登録期間は、登録日から2年目の3月31日までとする。

2 登録者から第7条に規定する登録の抹消の申出がないときは、更に登録の期間を2年延長するものとし、以後についても同様とする。

### (人材登録カード内容変更)

第6条 人材登録カード内容に変更が生じた場合、登録者は、人材登録カードを会長に再提出する。

### (登録抹消)

第7条 登録を抹消する場合、登録者は、抹消届を会長に提出する。

2 会長は、前項の抹消届を受理したときは、登録を抹消する。

### (人材登録カード等の管理)

第8条 人材登録カード及び災害支援管理栄養士・栄養士名簿の管理は、栄養士会事務局が行う。

### (要綱の改廃等)

第9条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

2 この要綱に定めのない事項については、災害対策検討委員長が理事会の決議を経て別に定める。

### 附則

この要綱は平成26年10月7日より施行する。(平成26年10月6日理事会決議)